



これって DV?

contents

Introduction	配偶者暴力とは？	P.2～3
Chapter 1	これって配偶者暴力になりますか？ 身体的暴力／精神的暴力／経済的暴力／性的暴力／子どもへの虐待	P.4～9
Chapter 2	【特集】デートDVを知っていますか？	P.10～11
Chapter 3	配偶者暴力防止法の概要	P.12～14
Chapter 4	配偶者暴力被害者の周囲の方へ 荒川区配偶者暴力相談支援センターでは あなたの立場に立った相談に応じています いろいろな窓口・専門相談機関で相談に応じています	P.15 P.16～17 P.18

Introduction 配偶者暴力とは？ (ドメスティック・バイオレンス=DV)

ドメスティック・バイオレンスとは、配偶者や交際相手など親密な関係にある者からの暴力を指します。体力や経済力、社会的影響力などで優位な立場の人が弱い立場の人を力で支配し、自分の思い通りに相手を動かすためにふるわれる暴力のことです。

法律上は、被害者は女性に限定されていません。しかし、暴力の起こる背景には、夫が妻に暴力をふるうのはある程度は仕方がないと容認する社会通念や、妻に収入が少ない場合が多いといった男女の経済的格差などから被害者は圧倒的に女性が多いです。

身体的暴力だけではなく、さまざまな暴力が複合的に繰り返されるのが特徴で、暴力によって配偶者を支配しようとするものです。

身体的暴力	殴る、蹴る、突き飛ばす、物を投げつける、髪をひっぱる、刃物を向ける など
精神的暴力	怒鳴る、脅す、ののしる、何を言っても無視する、人前で侮辱する、交友関係等を制限する、行動を監視する など
経済的暴力	生活費を渡さない、借金を繰り返す、ギャンブル依存 など
性的暴力	性的な行為を強要する、避妊に協力しない、見たくないのにポルノ映像や本などを見せる など
子どもへの虐待	子どもの前で殴る・怒鳴る・ののしる など

※暴力は、ここにあげたものに限られません。

暴力が与える影響とその実態

配偶者暴力を日常的に受けることによって、被害者は、人としての尊厳を傷つけられます。継続して被害を受けることは、被害者の自己評価を低くしてしまうことにもつながります。

平成 13 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）が施行されました。

しかし、令和 4 年の警察における配偶者からの暴力事案等の相談件数は 84,496 件、検挙件数は 8,535 件で、相談件数においては、配偶者暴力防止法施行後、最多となっています。

令和 4 年の配偶者からの暴力事案等の相談等件数のうち 73.1%（61,782 件）は、女性が被害者であり、配偶者間における暴力の被害者の多くは、女性となっています。

このように、配偶者暴力防止法の施行後も、深刻な状況があります。

配偶者暴力防止法で、配偶者暴力が違法行為であることを宣言しましたが、それにとどまらず、殺人罪、傷害罪、脅迫罪等、刑法上の重大な犯罪に問われることもあります。

※警察庁「令和 4 年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」より

Chapter 1 これって配偶者暴力になりますか？

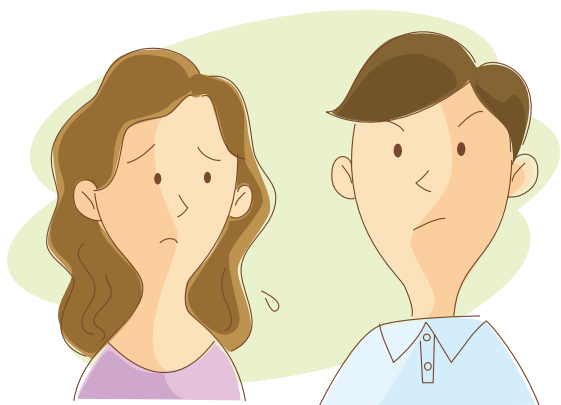
では、具体的に配偶者暴力とはどんなものなのでしょう。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけではなく、さまざまなケースがあります。

徐々に尊厳を奪い、段階的かつ継続的に行われる行為は、被害者本人が被害に気づきにくい特徴があります。

または、「お前が悪い」「原因はお前だ」と言われ続けることで「暴力をふるわれる原因をつくった自分が悪いのではないか」と自分を責めてしまう人もいます。

あなたは悪くないのです。

パートナーとの関係に不安を感じたら、専門機関 (P.18 参照) に相談してみましよう。



1 身体的暴力

「自分に従わせたい」「自分の方が優位な立場にあることを理解させたい」などの理由で、腕力の強い人が、自分よりも弱い人に対して、押さえつけ従わせたり、自分の気分を晴らすような行為を行うことは配偶者暴力です。



これって配偶者暴力？

CASE 1

Q. 意見が食い違ったり、少しでも相手の意に沿わないことを言ったりすると、いきなり突き飛ばされる。

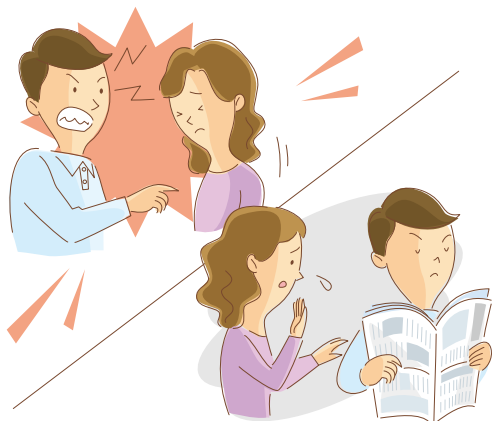


A. これは配偶者暴力です

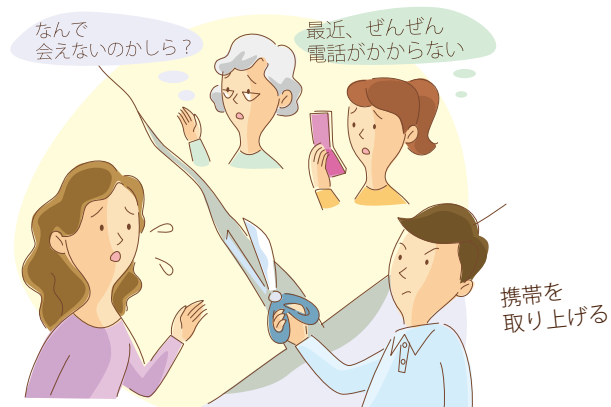
配偶者暴力は、パートナーを暴力で従わせようとするものです。意見が異なる場合、話し合いという方法を選択せず、突き飛ばすという暴力に訴えることは、まさしく配偶者暴力です。被害者は、暴力を受けないように、自分の意見を言わなくなります。他人ならば、暴行罪(刑法 208 条)に該当する可能性もあるのです。配偶者間であっても許される行為ではありません。

2 精神的暴力

パートナーに威圧的な態度をとったり、相手を脅かすような言動をするなど、パートナーに自分の力を必要以上に誇示し、威圧的に押さえつける行為は配偶者暴力です。



また、家族や社会との関係を断ち切ってパートナーを孤立させ、自分以外の人には頼ることができない状況を作り出すような行為も配偶者暴力です。



これって配偶者暴力？

CASE 2-1

Q. 気に入らないことがあると、「誰のお陰で喜らせるのか」と怒鳴られたり、何を言っても無視をされたりする。



A. これは配偶者暴力です

そのような発言は、人間の尊厳をおとしめる暴言であって、配偶者暴力です。憲法では、家庭生活における個人の尊厳と両性の平等が規定されています(憲法24条1項、2項)。暴言を繰り返し受けたり、怒鳴られたり、意見を無視されたりすることによって、被害者は恐怖を感じ反論ができなくなります。また、自己評価が低下し、反論する気力も失われます。

これって配偶者暴力？

CASE 2-2

Q. 何かにつけて「そんなことも知らないのか!」「だからお前はダメなんだ!」と、日常的に馬鹿にされ全否定される。



A. これは配偶者暴力です

日常的に繰り返されており、支配的な状況であれば配偶者暴力です。外では理想のパートナーのように振る舞いながらも、家庭内では暴君になるケースもあり、周囲は気づきにくいので要注意です。

これって配偶者暴力？

CASE 2-3

Q. 携帯電話のデータを勝手に消去され、友人と連絡が取れないようにされる。少しでも家を空けると「浮気をしている」と疑われ、外に出ることができない。



A. これは配偶者暴力です

パートナー独自の人間関係や社会性を認めず、束縛し、孤立させることも、配偶者暴力です。支配の手段として束縛するのです。被害を受けたパートナーは、友人や実家との交際を絶たれた上に、加害者であるパートナーの価値観を押しつけられ、その世界の中でのみ生活することを強いられることになり、やがて、救いを求めることができなくなってしまうのです。

3 経済的暴力

日常生活を営むうえで必要な「お金」を渡さず、金銭的な自由を奪うことによって、パートナーを支配する、逆らえないようにする行為は配偶者暴力です。



これって配偶者暴力？

CASE 3

Q. 物を買う時は、お願いをして使うだけその都度もらうが、金額から内容まですべてチェックされ、自由に使えるお金がない。



A. これは配偶者暴力です

必要なお金を渡さないことで、パートナーを支配しようとすることも、配偶者暴力です。特に、身体的暴力や精神的暴力と複合的に行われることが多いです。パートナーはお金がないために逃げることもためらい、不当な暴力に耐えることとなります。女性は専業主婦やパート勤務等の場合が多く、収入がない、少ないことから、経済的暴力はパートナーを苦しめる手段となります。

4 性的暴力

暴力・脅迫などを用いての性行為の強要など、性に関して相手と対等な関係を築けない状況を作り出すことは配偶者暴力です。



これって配偶者暴力？

CASE 4

Q. 見たくないのに、ポルノ映像や本などを見せてくる。



A. これは配偶者暴力です

性に対する自己決定権を誰でも持っており、配偶者間であっても尊重されるべきです。見たくないポルノを見せたり、性的な行為を強要することは配偶者暴力のひとつです。

5 子どもへの虐待

子どもへの直接的な暴力が無くても、日常的に暴力がある家庭では、子どもは精神的に休まることがありません。子どもに暴力の現場を見せることは児童虐待にあたります。



これって配偶者暴力？

CASE 5

Q. 子どもの前で妻を殴り、その様子を子どもに見せる。



A. これは配偶者暴力であり子どもへの虐待です

子どもの前で配偶者暴力を行うことは、子どもに対する虐待です。大事な親が一方の親から暴力をふるわれる場面は、子どもにとって耐え難い出来事であり心に深い傷を残します。

Chapter 2

【特集】デートDVを知っていますか？

恋人同士の関係はお互いが
対等に話し合え、
お互いを尊重できる
関係のはずです。

デートDVとは？

夫婦等の親密な関係にあるパートナーに対してふるわれる暴力を配偶者暴力といいます。決して大人だけの問題ではありません。学生など若い男女の間でも同じような暴力が発生しています。これをデートDVといいます。

配偶者暴力も、デートDVも力によって相手を支配し、自分の思い通りに相手を動かすために行われるのです。これは、人として生きていく人権を奪う人権侵害です。

まず、日常生活のなかでの自分の意識をあらためて考えてみましょう。

デートDVが始まるきっかけ

デートDVの場合、交際が始まり、親密な関係になることで暴力が始まるケースが多いようです。「交際相手は自分のもの」「愛しているなら自分に従うのが当然」と勘違いしてしまうからです。

暴力が起きても、「愛しているから」「愛されているから」という思い込みにとらわれ、暴力による支配が起きていることに気づかない場合もあります。

ひとつでも当てはまることがあるなら、デートDVの可能性が……

- 交際相手が自分を最優先しないと不機嫌になる
- 自分を愛しているなら、交際相手は自分の言いなりになるはずだと思う
- 交際相手への束縛や暴力は愛情表現だと思う
- 交際相手を怖いと感じていて、怒らせないよう顔色を伺い、気を遣ってしまう
- 愛されるためには、交際相手の期待に応じて、言うとおりにしなければいけないと思う

どんなことが デートDVなの？

身体的暴力

交際相手に向かって
物を投げる

からだをつかんでゆする

押さえつける など

精神的暴力

汚い言葉や交際相手を見下した
言葉を言う（バカ、ブス、汚いなど）

無視する

ストーキング（つきまとう）

頻繁に電話する

交際相手の携帯電話を
勝手にチェックする

SNS などへ誹謗中傷を書き込む

別れるとって脅す など

経済的暴力

アルバイトをさせる・
やめさせる
お金を貢がせる
借りたお金を返さない
交際相手の家に住みつく など

性的暴力

合意の無い性行為

性行為に応じないと不機嫌になる

避妊に協力しない

リベンジポルノ* など

一人で悩まずに、
まず相談を

P. 18へ

*元配偶者や元交際相手が、相手から拒否されたことの仕返しに、相手の裸の写真や動画など、私的な性的画像を無断でネットの掲示板などに公開する嫌がらせ行為

※暴力は、ここにあげたものに限られません。 ※ P.2に記載の配偶者暴力とも重複します。

Chapter 3 配偶者暴力防止法の概要

配偶者暴力は犯罪ともなり得る卑劣な行為であることから、夫やパートナーからの暴力を社会全体で防止するとともに、被害者を保護・支援するとしたのが「配偶者暴力防止法」です。平成13年に制定され、これまで5回にわたり改正が行われました。

直近の改正（令和6年4月1日施行）では、保護命令の拡充と保護命令違反の厳罰化が行われました。改正内容は、主に①接近禁止命令等の申立てができる被害者について、配偶者から、「自由、名誉、財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者が追加となり、接近禁止命令の発令要件として、「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に拡大したこと、②接近禁止命令等の期間を6か月間から1年間に伸長したこと、③被害者と同居する未成年の子への電話等の禁止命令を創設したこと、④保護命令違反に対しては、2年以下の懲役または200万円以下の罰金となったことです。

保護命令に反した者には刑事罰が科されることなどから、暴力をふるう配偶者等に対する有効な抑止力となっています。また、荒川区では「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、被害者の安全確保・支援に当たっています。

保護命令の内容は、以下のとおりです。

- 被害者への接近禁止命令
- 被害者と同居する子への接近禁止命令
- 被害者の親族等への接近禁止命令
- 電話等禁止命令（面会の要求・夜間の電話など）

期間は
1年

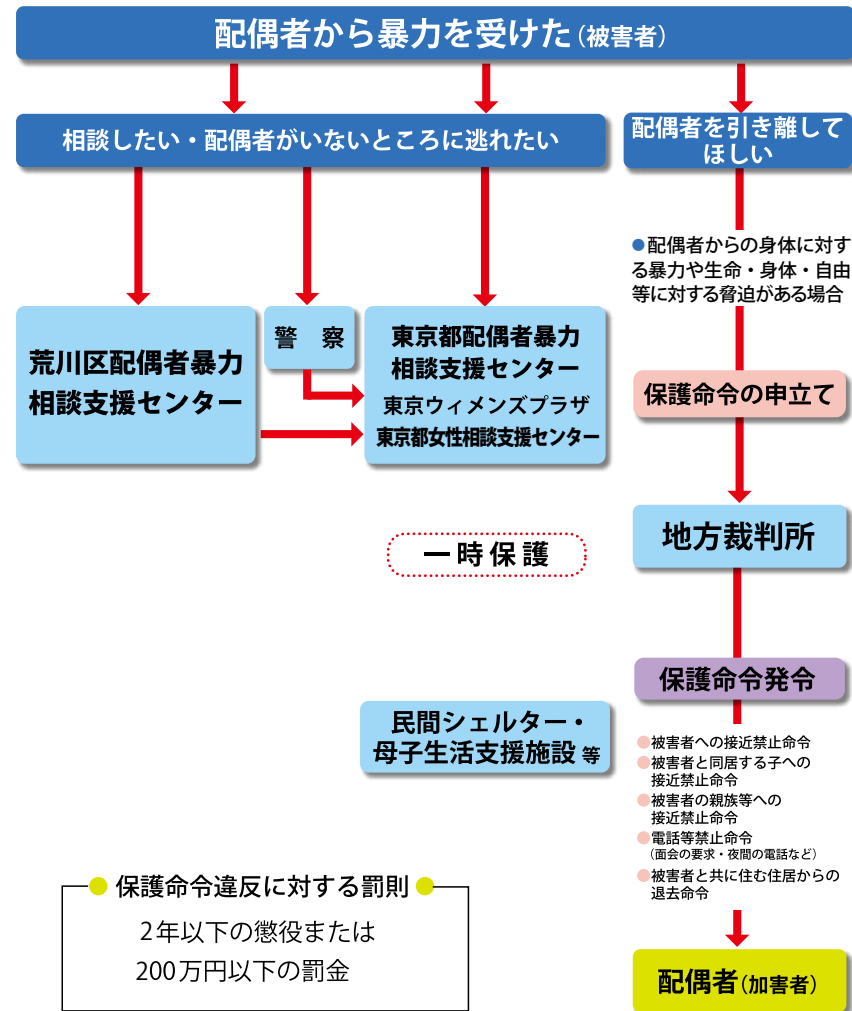
- 被害者と共に住む住居からの退去命令
※住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合には申立てにより6か月

期間は
2か月

配偶者暴力防止法の概要（フローチャート）

支援の流れ

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律のしくみ



荒川区配偶者暴力相談支援センターについて

目 的

電話や来所による相談を受け、DV に関することや被害者への支援について情報提供したり、支援を行う機関が連携、関係機関へつないだりすることによって、相談から被害者等の安全確保、自立に至るまでの支援を目指しています。

業務内容

- ・ カウンセリング
- ・ 相談及び関係機関の紹介
- ・ 緊急時の被害者等の安全確保や一時保護及び関係機関の紹介
- ・ 自立のための問題解決に向けた相談機関、制度等、支援の情報提供や助言
- ・ 保護命令制度の利用に関する情報提供や助言等、その他の支援

自分を大切にすることから

本当の愛情は人間の尊厳を認め合うことであり、対等な関係を前提とするものです。支配しようとする配偶者暴力は違法行為です。

耐え続ける必要はありません。一人で悩まずに誰かに話をしてみてください。そして、配偶者暴力相談支援センターや警察に相談してみましょう。離婚などをお考えならば、弁護士による法律相談を受けてください。日本司法支援センター（法テラス）では無料法律相談を行っていますし、DV 被害者を対象とした再被害防止のための法律相談も実施しています。さらに、資力要件に合致する場合には、弁護士費用を立て替える民事法律扶助制度もあります。

被害者のための正確な情報を得て、自分で決断してください。暴力をふるわれる被害者は何も悪くありません。まず、自分を大切にすることから始めましょう。



番 敦子 氏

ばん あつこ ● 弁護士（第二東京弁護士会所属）。諏訪坂法律事務所。日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会委員長等歴任。女性が被害者の事件を多く手がける。東京ウイメンズプラザDV法律相談を担当。
共著『Q&ADVってなに?』（明石書店）等。

Chapter 4 配偶者暴力被害者の周囲の方へ

被害者はなぜ逃げられないの？

— まずは、被害者の状況を理解することから

被害者は、「暴力をふるわれる理由は自分にある」「自分のことを愛しているから殴るんだ」「いつかは変わってくれるだろう」と思いこまされています。そのような状況の中で、逃げる機会や気力を次第に失っていきます。

さらに、「収入がないと、逃げてても生活ができないのでは…」「子どもの学校や安全などを考えると逃げることが難しいのでは…」と考え、暴力的な環境の中で生活するうちに、暴力をふるう相手が望むことを優先して行動するようになり、被害者の生活はますます暴力に支配され、逃げ出すことが困難になります。

まずは、被害者の置かれている深刻な状況や不安をよく聞き理解してあげることが何よりも重要です。



相談を受けたらどうしたらいい？

— 専門機関へ相談するようアドバイスしてください

「あなたも悪いのでは?」「あんない人がまさか…」という言葉や態度は、被害者を傷つけるだけでなく、せっかく勇気を出して始めた相談を、止めてしまう原因にもなります。被害者から相談を受けた場合、まずは、話をありのまま聞いてください。

そして、被害者の意思を確認せずに警察や被害者の家族に知らせたり、加害者に直接注意したりすることはせず、荒川区配偶者暴力相談支援センターまたは、専門相談機関へ相談するようアドバイスしてください (P.18 参照)。



ただし、生命または身体に、重大な危害が差し迫っていることが明らかの場合、本人の同意を得なくても、積極的に通報することが必要です。

荒川区配偶者暴力相談支援センターでは あなたの立場に立った相談に応じています

悩みをきく

悩みを伺い、相談者の気持ちと一緒に整理します

一緒に考える

安心や安全感をもてる工夫と一緒に考えます

安全確保

緊急時の一時保護に向けた連絡調整

情報提供

緊急時の避難方法、保護命令などの法律、支援する機関など、必要な情報を提供します

自立支援

自立のための相談支援

配偶者暴力専門相談機関

荒川区配偶者暴力相談支援センター ☎3806-3075

相談日時 月～金曜日:午前8時30分～午後5時(祝休日・年末年始を除く)

東京ウィメンズプラザ ☎5467-2455

受付日時 毎日:午前9時～午後9時(年末年始を除く)

東京都女性相談支援センター ☎5261-3110

受付日時 月～金曜日:午前9時～午後9時(土日祝日・年末年始午前9時～午後5時)

夜間・緊急の場合

警察(事件発生時) ☎110

東京都女性相談支援センター ☎5261-3911(夜間・緊急受付専用)

自立して生活することを決めた。今後の生活について、相談を継続している。

緊急時の避難先や必要な準備を知り、安心感をもって生活できるようになった。

心身の不調がパートナーとの関係から起きていたことがわかり、その対策を考えられるようになった。

混乱していた気持ちを整理し、今後の生活を考えられるようになった。

相談者の
声



パートナーからの暴力で悩んでいる方に、
本冊子またはこのページを切り離して
お渡しください。



荒川区

予約制・相談無料・秘密は厳守します。

これって
DV?

こころと生き方・
DVなんでも相談
まずは一度
ご相談ください。

荒川区立男女平等推進センター アクト21 ☎3809-2890

【第1水曜】午後5時～午後8時 【第2土曜】午前10時～午後3時

【第1金曜/第2水曜/第4水曜・金曜】午前10時～午後4時

【第2金曜/第3水曜・金曜】午後2時30分～午後8時

R70

店経/八ッ指会車/八ッ指生証を使用

※カード部分を切り離すと、携帯してご利用いただけます

「ただの夫婦喧嘩」
と言われそうで、
相談しづらい…

パートナーが
していることは、
暴力なの？

暴力から逃げたいけど、
今の生活を変えるのは、
不安。

【いろいろな窓口・専門相談機関で相談に応じています】

荒川区配偶者暴力相談支援センター

☎3806-3075

相談日時 月～金曜日：午前8時30分～午後5時（祝休日・年末年始を除く）

荒川区立男女平等推進センター（アクト21）

「こころと生き方・DVなんでも相談」※予約制・無料

☎3809-2890

相談日時 第1水曜：午後5時～午後8時
第1金曜／第2水曜／第4水曜・金曜：午前10時～午後4時
第2金曜／第3水曜・金曜：午後2時30分～午後8時
第2土曜：午前10時～午後3時
（年末年始を除く）

相談方法 電話または来所 ※男性は電話相談のみ

東京都配偶者暴力相談支援センター

東京ウィメンズプラザ ☎5467-2455 午前9時～午後9時（年末年始を除く）

男性のための悩み相談 ☎3400-5313 毎週月曜・水曜・木曜：午後5時～午後8時
毎週土曜：午後2時～午後5時
（祝日及び年末年始を除く）

LINE相談 ささえるライン@東京 午後2時～午後8時
（年末年始を除く）



LINE
友だち追加

東京都女性相談支援センター ☎5261-3110 午前9時～午後9時
（土日祝日・年末年始午前9時～午後5時）

内閣府

DV相談プラス ☎0120-279-889 24時間受付

夜間・緊急の場合

警察 ☎110番

東京都女性相談支援センター ☎5261-3911（夜間・緊急受付専用）

子ども（18歳未満）の相談

荒川区子ども家庭総合センター ☎3802-3765

児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189（24時間365日）

※この他荒川区区民相談所、弁護士、保健師、民生委員、児童委員等にも相談できます